

令和7年度 東京都立松原高等学校定時制課程 管理運営規程

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立松原高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

1 部

教務部、生活指導部、進路指導部を置く。各部の所掌する内容は、主として次のとおりとする。

(1) 教務部

- ア 教育課程の編成及び実施、教科書等の取扱、時間割の作成等、生徒の学籍管理等、教務に関すること。
- イ 式典等に関する計画の立案及び実施、教室、職員室、生徒用下駄箱・ロッカー等の整備計画、入学者選抜等教務に関すること。

(2) 生活指導部

- ア 校内規則の遵守、生活指導の計画・立案、調整及び実施、生活指導に関する資料の整備等生活指導に関すること。
- イ 文化祭、スポーツ大会、委員会活動等の計画・立案、調整及び実施等、特別活動及び部活動に関すること。
- ウ 火災を想定した避難訓練、セーフティ教室等の計画・立案、調整及び実施、給食、校内美化等、生徒の安全や健全育成に関すること。
- エ 生徒の安全、衛生及び健康管理に関する保健指導の計画・立案及び実施等に関すること。

(3) 進路指導部

- ア 生徒の進路指導の計画・立案、調整及び実施、並びに各種進路情報の収集及び整理等、進路指導に関すること。
- イ 進路指導対策としての補習等に関すること。

2 学年

第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年を置く。各学年の所掌する内容は主に次のとおりとする。

学校経営計画に基づく、各学年の学年経営方針及び生徒指導方針の設定、各学年が主催する行事の計画・立案、調整及び実施等、各学年が主体となる教育活動に関すること。

3 教科

国語、社会（地理歴史、公民）、数学、理科、保健体育、芸術、外国語（英語）、家庭及び情報の各科を置く。

なお、各教科の所掌する内容は主に次のとおりとする。

学習指導要領及び学校経営計画に基づき、生徒の実態を踏まえた各教科・科目の指導方針の設定、年間及び週の指導計画の作成並びにその実施等、各教科の教育活動に関すること。

4 企画調整会議（第11参照）

5 職員会議（第12参照）

6 委員会

入学者選考委員会、教科書選定委員会、給食委員会、生き方検討委員会（いじめ防止対策委員会）、防災教育推進委員会、教育課程委員会を置く。

また、学校開放事業運営委員会、ICT運営委員会、安全衛生委員会、学校保健委員会、図書館運営委員会、省エネ委員会を置き、全日制課程と合同で組織する。

その他、校長が必要と認める委員会を置く。

(1) 入学者選考委員会

校長、副校長、経営企画室長、教務部主任、教務部入学者選抜担当により構成する。

また、必要に応じて検査監督者及び面接官を同席させることができる。学力検査に基づく入学者選抜の厳正な実施を所掌する。

なお、入学者選抜の実施に当たり必要な組織は別途実施要項により定める。

(2) 教科書選定委員会

校長、副校長、教務部主任、各教科代表者により構成する。ただし、教務部担当者は、教科代表者を兼ねることができる。教育課程に基づき、適正な実施に向けた教科書の調・選定に関することを所掌する。

(3) 給食委員会

校長、副校長、経営企画室長、経営企画室給食担当主事、養護教諭、生活指導部給食担当者、栄養教諭または栄養士により構成する。グループ方式による給食制度に関することを所掌する。

(4) 生き方検討委員会（いじめ防止対策委員会）

校長、副校長、生活指導部主任、養護教諭、第1学年担任、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者により構成する。

いじめ防止対策推進法に基づき、学校いじめ防止基本方針（案）の策定、いじめ問題を含めた生徒の課題解決に関する年間指導計画の作成並びに実施、いじめ問題への対応など、生徒の心身共に健全な生き方に関することを所掌する。

(5) 防災教育推進委員会（学校運営連絡協議会兼務）

避難訓練及び防災訓練等への参加及びその評価に関すること、自助・共助の視点に立った実践的な防災活動に関すること、地域主催の防災訓練への参加等、学校と地域の相互交流を重視した防災教育の在り方に関することを所掌する。

(6) 教育課程委員会

校長、副校長、教務部主任、各教科代表者により構成する。ただし、教務部担当者は、教科代表者を兼ねることができる。教育課程に関することを所掌する。

(7) 学校開放事業運営委員会

校長、副校長、経営企画室長、外部委員2名（有識者）、内部委員（生活指導部主任）により構成する。委員長は、校長とする。

都立学校開放事業公開講座及び体育施設の開放に関することを所掌する。

(8) ICT運営委員会

副校長、経営企画室長、情報科主任、校長の選任する教諭（ITリーダー・ICTリーダー）及び承認権者により構成する。委員長は、校長推薦者とする。

本校のネットワークシステム、パソコン、ホームページの管理運営、学校広報に関することを所掌する。

(9) 安全衛生委員会

校長、副校長、経営企画室長、産業医、校長の任命する教諭4名（各課程2名）により構成する。委員長は、定時制課程副校長とする。

職員の労働環境に潜む様々な危険を防止し、労働災害を防ぐための安全に関すること及び職員の健康障害を防ぎ、健康の保持増進を図るための衛生に関することを所掌する。

(10) 学校保健委員会

校長、副校長、経営企画室長、養護教諭、保健部担当者、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師により構成する。委員長は、養護教諭とする。

学校保健に関する全体計画の立案、調整及び評価、健康診断の実施とそれに基づく健康管理並びに環境衛生の点検・改善等、学校の保健管理や運営に関することを所掌する。

(11) 図書館運営委員会

副校長、司書教諭、教務部担当者、各学年担当者とする。委員長は、司書教諭とする。

図書館の運営並びに管理に関することを所掌する。

(12) 省エネ委員会

校長、副校長、主幹教諭、経営企画室長とする。委員長は、校長とする。事務局を経営企画室に置き、事務局長を経営企画室長とし、光熱水費担当者を事務局員とする。

また、主任教諭を推進者として、委員会の施策を推進させる。

ア 「都有施設省エネ・再エネ等導入指針」の【運用対策編】ワークブックに基づき行う組織的な省エネ活動の徹底に関すること。

イ 教職員の自主性・自発性に基づき行う省エネ活動の促進を奨励すること。

ウ 生徒の省エネ及び二酸化炭素排出削減に関する理解と問題意識を高める取組に関することを所掌する。

(13) 学校サポートチーム（学校運営連絡協議会兼務）

いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けて学校の取組について助言、支援することを所掌する。

7 学校運営連絡協議会

(1) 目的

学校のマネジメント・サイクルにおける「評価・改善」の機能を担い、地域に根ざした学校として発展していく継続的改善に向けて支援することを目的とする。

(2) 所掌事項

学校運営や教育内容に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議し、校長に対して本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

(3) 組織

ア 学校運営連絡協議会の構成員は、校長の他、次のとおりとする。

協議委員は、校長が委嘱する学識経験者1名、成城警察署生活安全課代表1名、地域消防署出張所長1名、地域住民代表1名、同窓生代表1名、保護者代表1名、その他校長が認めるものとする。

内部委員は、副校長、経営企画室長、主幹教諭及び校務分掌における主任の中から校長が選任する。

イ 学校運営連絡協議会の中に学校評価委員会を置く。学校評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計し、学校評価報告書原案を作成する。

学校評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

(4) 任期

委員の任期は、当該年度4月1日から3月31日までとする。

(5) 役員

学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、評価委員会委員長1名、事務局長1名、会長は、校長とする。

副会長、評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

(6) 会の開催回数・開催時期

学校運営連絡協議会は、5月、10月、2月の年3回開催する。

(7) 会の公開

学校運営連絡協議会は、原則として、公開する。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とする。

(8) 事務局

都立松原高等学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局長には主幹教諭または主任教諭をもって充てる。

8 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

9 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任（教務部、生活指導部、進路指導部）及び校長が必要と認めた者とする。

3 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月1回とする。校長は必要に応じて臨時の会を開催することができる。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 分掌組織図

分掌組織図は、第17のあとに示すとおりとする。

第14 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第15 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

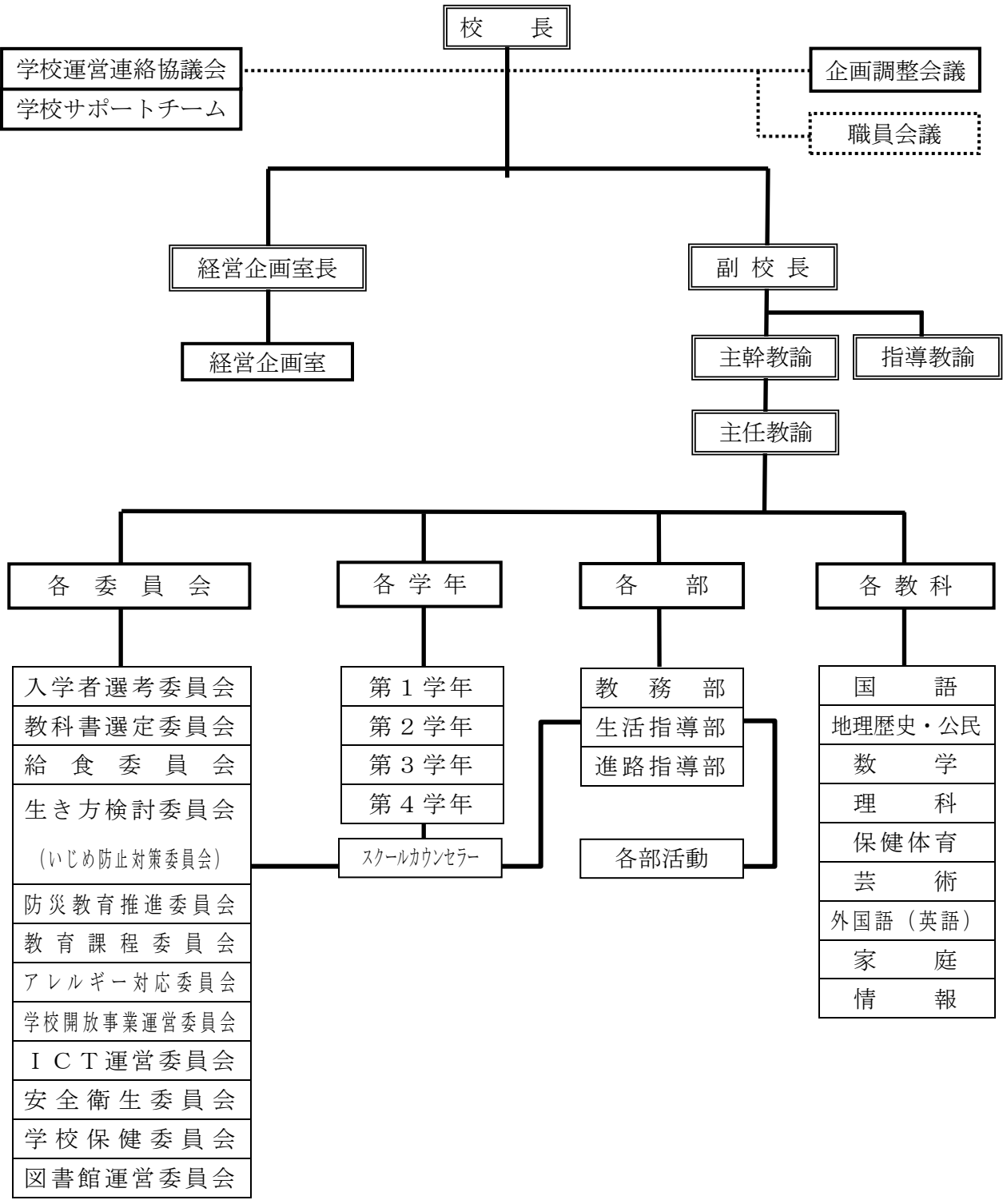
第16 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第17 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

第 1 3 分掌組織図



附 則

この規程は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。